

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
山添村国民健康保険東山診療所	山辺郡山添村大字桐山六二一	平成二十六年五月三十一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
和田薬局	生駒市ひかりが丘一〇一十九	平成二十六年五月三十一日